

令和8年5月27日

本校体育施設の利用を希望される団体の皆様へ

東京都立三鷹中等教育学校  
開放事業運営委員会

### 令和8年度体育施設開放について

平素より学校事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。  
令和8年度の体育施設開放について下記のとおり決定いたしました。  
本校体育施設の利用を希望される団体は、下記のとおり手続きいただきますようお願いいたします。

記

## 1 体育施設開放日について

下記開放箇所及び実施日の通り

開放回数	月日	曜日	開放体育施設		開放体育施設	
			グラウンド		テニスコート	
			午前	午後	午前	午後
1	7月5日	日	-	-	○	○
2	9月20日	日	-	-	○	○
3	9月27日	日	-	-	○	○
4	10月17日	土	-	-	-	○
5	10月18日	日	-	-	○	○
6	2月14日	日	-	-	○	○
7	2月27日	土	○	○	-	○
8	2月28日	日	○	○	○	○
合計			2回	2回	6回	8回

## 2 団体登録について

施設の利用にあたっては、以下のとおり団体登録の手続きが必要です。

今回は、令和8年度分の団体登録の手続きとなります。

(1) 団体登録申請

原則、電子申請での受付となります。電子申請が難しい場合は、紙申請でも受付致します。

(電子申請の場合)

LoGo フォームより必要事項を入力して申請してください。

申請用 URL

<https://logofrm.jp/form/tmgform/1593604>

(紙申請の場合)

(施開様式2)「団体登録申請書」と(施開様式3)「登録団体構成表」に必要事項を記入の上、経営企画室窓口を持参もしくは郵送してください。(6/10(水)必着)

(2) 申請期限

電子申請：令和8年6月10日(水) 23:59まで

郵送：令和8年6月10日(水)【必着】

### 3 登録団体の要件

体育施設使用登録団体となるには、次の要件を満たす必要があります。

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体運営が計画的、組織的、民主的に行われ定期的にスポーツ団体を行っている団体

### 4 施設使用の申込み等について

本校運営委員会において上記の提出書類を審査し、登録を決定した団体にメールまたは郵送にて「都立学校施設使用団体登録証」を発行いたします。

登録証発行後、施設を利用するために施設使用の申込みを行っていただく必要があります。

施設使用申込方法および申請期限を「都立学校施設使用団体登録証」とあわせてメール等により送付いたしますので、内容を御確認のうえ、手続きをお願いいたします。

\*開放の時間帯は、午前9時から12時、午後は13時から16時です。

\*学校教育上必要が生じた場合は、開放事業を中止する場合があります。

<問い合わせ先>

東京都立三鷹中等教育学校 経営企画室 木崎

電話 0422-46-4181 FAX0422-49-8429